

Vol.60

# オリンピックの開催により期待される経済効果

2020年の夏季オリンピックおよびパラリンピックの開催都市が2013年9月7日の国際オリンピック委員会 (IOC) 総会で決定されます。最終候補都市は、イスタンブール(トルコ)、マドリード(スペイン)、東京(日本)の3都市となっており現在では東京の評価が高いとされています。

東京都の試算によると、オリンピック開催に伴う2013年から2020年までの国内経済への波及効果(生産誘発額)は約3兆円となっています。さらに、大会開催に伴う雇用誘発数は15万人強、雇用面での誘発額は約7,500億円となるほか、企業の売上増加などによる付加価値誘発額が約1.4兆円に上るとしています。これらの金額自体は決して大きいものではありませんが、経済効果\*が約165億ポンド(約2.5兆円)とされている前回のオリンピック開催都市ロンドンでは、開催に伴う市内の再開発や、住宅・雇用の機会の提供など、様々な環境が大きく変わっており、東京においてもオリンピック開催をきっかけとした変化とそれに伴う副次的効果が注目されます。また、このような効果が、都や国の政策実現、さらには、日本経済の再生を大きく後押ししていくものと期待されます。加えて、過去の開催国の株式市場では、開催地決定から開催までの間に好景気に連動した株価推移がみられたことなどから、日本株式市場では東京での開催決定に期待を寄せています。

\*2005年から開催後の持続効果を見込んだ2017年までの試算。1ポンド=152円で算出

東京でのオリンピックの開催決定に期待の高まる日本の株式市場への投資にあたっては、日本を代表する株価指数に連動する投資成果をめざすETF(上場投資信託)の活用をご検討されてはいかがでしょうか。

## 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う経済波及効果(試算)

### 需要増加額(直接的な効果)

- 開催に伴う施設整備費、大会運営費、観戦客の消費支出など

全国 **1兆2,239億円**  
(東京9,669億円)



### 経済波及効果

- 生産誘発額(開催に伴う経済波及効果)

全国 **2兆9,609億円**  
(東京1兆6,753億円)

- 付加価値誘発額(企業の売上増加など)

全国 **1兆4,210億円**  
(東京8,586億円)

- 雇用者所得誘発額

全国 **7,533億円**  
(東京4,687億円)

二次的な波及効果

(出所)東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会

※上記は過去のものおよび試算であり、将来を約束するものではありません。



「日経平均株価(日経225)」「TOPIX(東証株価指数)」に連動する投資成果をめざすETF: 上場インデックスファンド225、上場インデックスファンド日経225(ミニ)、上場インデックスファンドTOPIX

ETF[愛称] (銘柄コード)	対象指数	売買単価 (2013年8月29日終値)	上場市場	売買単位	最低投資金額 (概算)**
上場225 (1330)	日経平均株価(日経225)	13,700円	東京証券取引所	10口	137,000円
上場日経225(ミニ) (1578)	日経平均株価(日経225)	1,098円	東京証券取引所	1口	1,098円
上場TOPIX (1308)	TOPIX(東証株価指数)	1,119円	東京証券取引所	100口	111,900円

\*\* 最低投資金額(概算)は、2013年8月29日終値×最低売買単位。手数料などの費用は含みません。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ご留意事項

### ■リスク情報

投資信託は、投資元金が保証されているものではなく、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、市場取引価格または基準価額は変動します。したがって、投資元金を割り込むことがあります。投資信託の運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なります。金融商品取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、基準価額と変動要因が異なるため、値動きが一致しない場合があります。

### ■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

#### ＜取得・換金時にご負担いただく費用＞

- お申込手数料 販売会社が独自に定める手数料とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、当該手数料には消費税等相当額がかかります。
- 換金手数料 販売会社は、受益者が解約請求、交換を行なうとき、および受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 上限0.3%

#### ＜取引所における売買時にご負担いただく費用＞

- 売買手数料 取扱会社が独自に定める手数料とします。詳しくは、取扱会社にお問い合わせください。

#### ＜信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用＞

- 信託報酬（年率） 上限0.9975%（税抜0.95%）
- その他費用 組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、立替金の利息、受益権の上場に係る費用、標章の使用料および貸付有価証券関連報酬（有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.525（税抜0.5）以内（有価証券届出書提出日現在、0.525（税抜0.5））を乗じて得た額）など  
※その他費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

### 《ご注意》

- 手数料等につきましては、日興アセットマネジメントが運用するETFのうち、徴収するそれぞれの手数料等における最高の料率を記載しております。（当資料作成日現在）
- 上記のリスク情報や手数料等の概要は、一般的な投資信託を想定しており、投資信託毎に異なります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）などをご覧ください。

### ■その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様へ「上場インデックスファンド」へのご理解を高めいただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当該ファンドをお申込みの際には、契約締結前交付書面などを十分にお読みください。

## 指数の著作権などについて

### 「日経平均株価(日経225)」

- 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
- 「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。
- 当該ファンドは、投資信託委託業者などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当該ファンドの取引に関して、一切の責任を負わない。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

### 「TOPIX」

- TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- 当該ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当該ファンドの純資産価額とTOPIXの間に乖離が発生することがあります。
- 当該ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- 株式会社東京証券取引所は、当該ファンドの購入者または公衆に対し、当該ファンドの説明、投資アドバイスをする義務を負いません。
- 以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所は、当該ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

設定・運用は

## 日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会